# 2021 年度

# 社建フォーラム会則

(正式名:社会基盤と建設産業フォーラム)

(旧名称 建産廃ゼロ協)

#### 第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、社会基盤と建設産業フォーラム (略称を「社建フォーラム」と称する。) (以下「本会」と云う。)とする。

(目 的)

第2条 会員である建設産業の社会ニーズ研究、確認を行う事により、会員のビジネスニーズを探り、将来に渡り社会基盤の構築、維持、再生、災害対応等に欠かせない建設産業の維持及び発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - 1、社会ニーズの研究

社会基盤・環境等に関する政策に内包される社会ニーズに関し、国等の機関、専門家、 各種団体及び民間企業を交えての情報収集及び研究。

- 2、商品(ソフト・ハード)の研究と創出 社会基盤等の構築、維持、再利用、解体に伴う意見提案、建設資材や廃材再利用に関 しての技術、商品の創出。
- 3、広報等を通じた市場創造運動

本会で構築した研究成果に関し、国等の機関、各種団体、民間企業及び国民へ広報や展示出展等を通じた市場創造運動。

- 4、担い手教育等の一環として、例会、運営委員会、部会等の開催
- 5. その他、目的達成のため必要となる事業

# 第2章 会員及び組織

(会 員)

- 第4条 本会の会員は、次のとおりとする。
  - 1、正会員
  - 2、賛助会員
  - 3、OB会員
  - 4、個人会員
  - 5、学術会員
  - 6、顧問

(会員の資格)

- 第5条 会員は、下記の資格を有する団体、企業及び個人とする。
  - 1、正会員は、第2条の目的に賛同し、積極的に参加し得る団体及び企業等とし、1コの議決権を有する。
  - 2、 賛助会員は、本会の運営に協力する企業とし、議決権は有しない。
  - 3、OB会員は、前身団体、又は、本会に積極的に参加した個人とし、議決権は有しない。
  - 4、個人会員は、第2条の目的に賛同する個人とし、議決権は有しない。
  - 5、学術会員は、学生、研究機関等に所属する個人とし、議決権は有しない。

- 6、顧問は本会の理事会、総会で議決された個人とし、議決権は有しない。
- (入 会)
- 第6条 本会へ入会を希望する者は、入会届に正会員一名の推薦を得て申し込みするものとし、理事会の承認を経て会員となることができる。

(退 会)

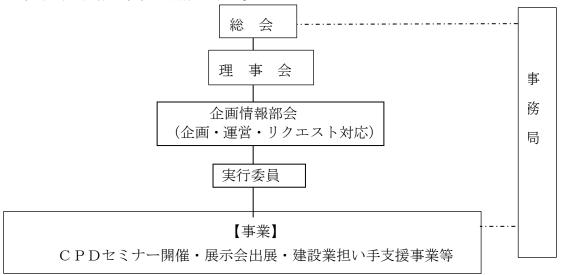
- 第7条 会員は、理事会へ退会届を提出して任意に退会することができる。
- 二、本会の名誉を著しく損なった場合、理事会が決議し、推薦会員を通じて退会を 促すものとする。

(組 織)

第8条 本会に次の役員、委員長及び部理事長を置く。

理事長1 名副 理事長1 名理事3 名から10 名以内監事1 名委員長1 名部会長3 名

二、本会の組織は、次の構成とする。



## (役員等の選任)

- 第9条 理事及び監事は、正会員の中より総会に於いて選任する。
- 二、理事長及び副理事長は、理事の中から互選により選出され、会務を統括し、本会 を代表する。
- 三、委員長及び部理事長は、正会員に所属する者のうちから理事会で選任する。 (役員の任期)
- 第10条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 二、理事に欠員が生じ補選された場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 総会、理事会、運営委員会及び部会

(総 会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は、年1回理事長が招集し、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は、会員の過半数の請求があったときに開催する。

(総会の成立及び決議)

第12条 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む。)を以って成立するものとし、総会の決議は出席会員の過半数を以って決議され、可否同数のときは、 理事長がこれを決定する。

(総会の決議事項)

- 第13条 総会は、次の事項について審議議決する。
  - 1、会則の改廃
  - 2、事業計画及び予算の設定
  - 3、事業報告及び決算の承認
  - 4、役員の選任
  - 5、その他必要と認めた事項

(理事会)

第14条 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、理事の過半数(委任状を含む。) の出席を以って成立する。

(理事会の業務)

第15条 理事会は、総会議決事項及びその他必要な事項を執行する。

(議 長)

第16条 総会及び理事会の議長は、理事長若しくは副理事長がつとめる。

(運営委員会及び部会)

- 第17条 運営委員会は、理事会の総括諮問機関として本会の運営を行う。
- 二、部会は、専門的事項について執行する。
- 三、運営委員会及び部会は、必要に応じて開催することができる。また、必要に応 じ運営委員会及び部会を理事長が招集できる。

#### 第4章 会 計

#### (運営費)

第18条 本会運営のため必要となる費用は、会費及び寄付金を以って運用する。

(会 費)

第19条 会費は、年会費及び特別負担費とする。特別負担費は、定期総会において必要に応じて金額を決定するものとする。会員は、会費として下記の金額を納入するものとする。

年会費 年度特別負担費

正会員(団体: 20 社以上) 24 万円 決定額:必要年度に発生 正会員(団体: 19 社以下) 12 万円 決定額:必要年度に発生 正会員(企業) 4万円 決定額:必要年度に発生 無し 賛助会員 2万円 OB会員 無し 2 千円 個人会員 2 千円 無し 学術会員 無料 無し 顧問 無料 無し

(会計年度)

第20条 会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

### 第5章 雑 則

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

第22条 他の団体及び組織に参加する場合は、理事会の承認事項とする。

付 則

1. この会則は、1998年8月5日から施行する。

付 貝

1. この会則は、2000年6月7日から施行する。

(改訂箇所は、第4条、第5条、第6条、第9条、第18条及び第19条)

付 則

1. この会則は、2009年6月4日から施行する。

(改訂箇所は、第19条)

付 則

1. この会則は、2010年6月21日から施行する。

(改訂箇所は、第8条及び第9条)

付 則

1. この会則は、2016年6月20日から施行する。

(改訂箇所は、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条及び第19条)

付 則

1. この会則は、2019年5月21日から施行する。

(改訂箇所は、第8条)